

No.	当該箇所	ご意見等	ご意見の要旨	市の考え方	修正の有無
1	第8条	口腔、歯の健康づくり、私ら高齢者にとってとても重要かと思 いこの企画に感謝します。 私は、口腔、歯には特に注意しており、結核、ガンで3ヶ所の 手術をうけても、何とか持ってるのもこのせいだと思います。 ただ、この3点と大いに関係するのは咽下障害で苦勞してい ます。先日市のお世話で咽下のお話をうけましたが、是非、 咽下との関連付けをしてもらいたい。私は、83才で、歯は一 本かけただけです。よく噛むことに専念して1回30回を目標 としています。只、年と共に咽下で気をつかい、餅はなるべく たべない様にしてます。	・嚥下機能との関連付けをすると よいと思います。	第1条中「歯と口腔の健康づくり」という言葉には、嚥下 機能を含めた摂食障害等の改善の取り組みも含まれて います。また、第8条4号では子どもから高齢者まで生 涯にわたる効果的な歯と口腔の健康づくりを推進するこ とを明記しています。このことから嚥下機能との関連は 既に満たされているものと考えます。	無
2	全体	お世話になります。非常に良い条例だと思います。体の健康 はまず口からだと認識しておりますので是非お願いします。	・条例案に賛成します。	歯と口腔の健康とは生涯を通じて自分の歯でしっかりと噛ん で食べることを可能にするだけでなく、バランスのとれた適切 な食生活を送ることで肥満や糖尿病などの生活習慣病の予 防へとつながるなど、全身の健康を保持増進するための重 要な要素となっています。これから策定する計画にも、全身 との関わりを反映させる予定です。	無
3	全体	「口の中の病気は口だけのもの」と考えがちではあるが、そ れはちょっと違う。口腔内の病気の1つ、歯周病という病気は 近年、全身に与える影響が大きいと言われています。特に、 糖尿病、心疾患、早期低体重児出産、誤嚥性肺炎、骨粗 しょう症などです。歯周病は、歯周組織が破壊される疾患で す。その進行には歯垢の存在が関与しています。歯垢は単 なる食べ物のかすではなく、細菌が付着・増殖してできる細 菌叢です。それらが歯茎を腫らせ、骨を壊す原因となり、血 管内に入り、全身に回って上記の病気に影響を与えると 言われています。それらの予防には口腔内の細菌を少なくす ること、すなわち口腔内を清潔にすることが重要なポイントで す。 口腔機能の維持と改善によって、生活の質の向上に貢献 するという歯科医療の目的は永久に変わることはありません が、治療に携わる側と治療を受ける側ともに歯科医療に対 する意識の改革が必要です。それは全身の健康のための口腔 内の健康です。そのためにはこの条例は大変重要な条例で あると思います。			無

No.	当該箇所	ご意見等	ご意見の要旨	市の考え方	修正の有無
4	全体	流山市で表記条例案への意見を求めているとのことですので考えを述べさせていただきます。 結論 条例に賛成 理由 お口の健康は、全身の健康に密接に関係しています。それは、誤嚥性肺炎・糖尿病・動脈硬化などたくさん関係があります。 どんな病気でも、症状が出てからでは遅すぎます。症状がでてからでは、医療費もたくさんかかります。まず、予防が第一です。 この条例が成立することで大きな意味でのいろんな疾病の予防になると期待しています。 これから、高齢化がますます進んでいくなかでいかに健康寿命を延ばしていくか？ 病院や施設に入らないですむような元気な高齢者を増やしていくにはどうするかが市民にとっても行政にとっても大きな課題です。 この条例が成立することによって、全年齢、生涯に渡り、お口の健康を維持増進できる環境が進むことで健康寿命の延伸が期待できると確信しています。 そして、医療費低減につながり、限られた行政の財源を圧迫しないですむことになると思います。 つまり、市民良し、行政良し、また私達医療従事者も重篤な疾患が減り有難いです。 結果、三方よし、となります。 以上の理由により、成立に賛成します。	・条例案に賛成します。	歯と口腔の健康とは生涯を通じて自分の歯でしっかりと噛んで食べることを可能にするだけでなく、バランスのとれた適切な食生活を送ることで肥満や糖尿病などの生活習慣病の予防へとつながるなど、全身の健康を保持増進するための重要な要素となっています。これから策定する計画にも、全身との関わりを反映させる予定です。	無
5	第2条2号	第2条の(2) 教育関係者について 保健、医療及び福祉関係者の定義に関して、具体的な職種が記述されており、職務の性質上正しいと思われます。 特に要介護状態の方の口腔ケアは誤嚥性肺炎の予防をはじめ、全身の健康を維持するためには不可欠であることは周知の事実であります。しかしながら、現状では居宅はもちろん介護施設などにおいて、介護担当者が口腔ケアの重要性を理解し、適切にケアを行うことは非常に難しいのが現状と感じております。 そこで、実際に要介護状態の高齢者または障害のある方と向き合い口腔ケアに困難を感じている現場の職種をさらに明瞭化すべきと考えられ、更には、特に資格を有しない方もこの範疇に入るのではないかと思います。	現場の職種をさらに明瞭化すべきと考えられ、更には、特に資格を有しない方もこの範疇に入るのではないかと思います。	ここでは代表的な職種のみを明示しています。また、特に資格を有しない方については第7条に規定する市民の役割を担うものと考えています。	無